

機密性 2 完全性 1 可用性 1

達 示 第 1 5 号

令和 3 年 7 月 2 8 日

広島拘置所長

被収容者に係る金品の取扱いに関する達示の制定について
標記について、別紙のとおり改正し、即日施行する。
おって、平成 1 9 年 6 月 1 日付け達示第 1 9 号「被収容者の金品の取扱
いについて」は、廃止する。

別紙

被収容者の金品の取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達示は、被収容者(刑事施設に収容されている者をいう。以下同じ。)の金品の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 被収容者の金品の取扱いは、関係法令及び平成19年5月30日付け法務省矯成第3342号矯正局長通達「被収容者の物品の保管等について(通達)」に定めがあるもののほか、この達示の定めるところによる。

第2章 金品の検査等

(現金の検査)

第3条 次の各号に掲げる現金の検査は、当職が特に指示する場合を除き、複数の職員により行うものとする。

- (1) 被収容者が収容される際に所持する現金
- (2) 被収容者が収容中に取得した現金であって、次号に掲げる現金以外のもの
- (3) 被収容者に交付するため、当該被収容者以外の者が刑事施設に持参し、又は送付した現金

2 通常の通信封筒の中に現金が同封されて送付されてきた場合には、複数の職員により同封された現金を確認した上、速やかに、当該現金を歳入歳出外現金出納官吏に回付するものとする。

(物品の検査)

第4条 次の各号に掲げる物品の検査は、当該物品の形状等に応じて、目視、触手、エックス線装置、金属探知機、解体その他の方法による検査を行うものとする。

- (1) 被収容者が収容される際に所持する物品
- (2) 被収容者が収容中に取得した物品(信書を除く。次号において同じ。)であって、同号に掲げる物品以外のもの(当所から支給された物品を除く。)
- (3) 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が当所に持参し、又は送付した物品

2 前項の検査を行うため物品を解体する必要がある場合には、あらかじめ当該被収容者に対し、検査同意書(別紙1)の提出を求めるものとする。

3 被収容者が前項の検査同意書の提出を拒むときは、当該被収容者に対し、その物品について、親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。以下同じ。) その他相当と認める者への交付, 廃棄等の相
当な処分を行うよう求め, これに従わない場合は領置する。

(検査の記録等)

第5条 第3条又は前条の規定により金品(刑事収容施設及び被収容者等の処遇
に関する法律(以下「法」という。)第47条第1項に規定する保管私物を除く。)
の検査を行った場合には, 次に掲げる帳簿に所定の事項を記載し, その手続を
行うものとする。

- (1) 現金については, 領置金収受簿に被収容者の指印を徴取するが, 被収容者
が指印の徴取を拒否するときは, 当該帳簿にその旨を記載するものとする。
- (2) 物品については, 領置調確認書に署名させ, 取り扱った職員については,
記名するが, 被収容者が署名を拒否するときは, 当該帳簿にその旨を記載す
るものとする。

第3章 保管私物及び領置物

(保管私物の保管限度量等)

第6条 被収容者一人当たりの保管私物の保管限度量は次のとおりとする。

- (1) 受刑者(懲役, 禁錮及び拘留受刑者)及び労役場留置者

保管私物袋1個分の量

(総容量67リットル)

- (2) 未決拘禁者, 死刑確定者及び被監置者

保管私物袋1個, 衣類かご1個及び居室私物棚1個分の量

(総容量104リットル)

2 保管私物袋及び衣類かごは, 居室において使用することとし, 保管私物袋
に保管する場合, 保管私物を整然と収納した状態で, 保管私物袋のジッパーを
完全に閉めることができるようにすること。

3 被収容者に保管私物袋を貸与する際は, 併せて, その錠(ダイヤル式施錠)
を貸与し, 保管私物袋錠管理簿(別紙2)に登載し受領欄に当該被収容者の署
名させるものとする。ただし, 署名を拒否するときは, 同管理簿にその旨を記
載することとする。

4 衣類かご及び私物棚で保管私物容量を測定する際は, 上積みした状態で上辺
からはみ出さない程度の高さを上限とする。

(領置物の領置限度量)

第7条 被収容者一人当たりの領置物の領置限度量は, 85リットルとし, 領置
箱(容量42.5リットル)2個分に保管できる量とする。

(保管限度量及び領置限度量を超えた場合の処置)

第8条 第4条第1項第1号又は第2号に掲げる物品のうち, 次に掲げるものを
除いた物品の総量が保管限度量又は領置限度量を超える場合には, 当該被収容

者に対し、その旨告知し、超過量に相当する容量の物品（以下「超過物品」という。）について、親族その他相当と認める者への交付又は廃棄等の相当な処分を行うよう求めるものとする。

(1) トランク及び大型バック

(2) 寝具、寝ござ及び冬物ダウンジャケット等特にかさ張る衣類

(3) 当該被収容者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し

(4) 眼鏡その他の補正器具

2 当該被収容者が前項の求めに従わない場合には、所定の期間内に超過物品を処分しないときは、当所において、その超過物品を売却してその代金を領置し、売却できないときは廃棄することができる旨を告知するものとする。

3 前項の告知をした場合は、処分等告知簿（別紙3）以下「告知簿」という。）に登記し、当該被収容者に署名させるものとする。被収容者が署名を拒否したときは、告知簿にその旨を記載するものとする。

4 超過物品の選定は、被収容者に行わせるものとするが、当該被収容者が物品を特定しないときは、職員が適宜選定する旨を告知し選定するものとする。

5 選定した超過物品は、仮留品書留簿に登記し、摘要欄に「保管限度量超過」又は「領置限度量超過」と記載して、仮留品として保管する。

6 第1項に規定する処分を求めた日からおおむね1か月程度（当該被収容者が交付の相手方を選定中であつたり、交付物の受領を依頼中であることが明らかな場合にはこれに配慮し期間を延長する。）が経過したときは、仮留品書留簿に登記した物品を売却することについて視察表により決裁を受けた後、古物商等の事業者（以下「古物商等」という。）を選定し、当該物品を売却し、仮留品書留簿のてん末欄に売却年月日及び売却代金を記載し、売却代金を当該被収容者の領置金に繰り入れる。古物商等が買取に応じない物品については廃棄するものとし、仮留品書留簿のてん末欄に古物商等の名称、廃棄年月日及び売却不能につき廃棄した旨を記載する。

7 前項により処分した場合は、当該被収容者に対し、物品を売却し又は廃棄した旨及び売却した場合には、その売却額を領置金に繰り入れた旨を告知すること。

8 第2、4又は7項の告知をした場合は、その旨を視察表に記録し決裁を受けるものとする。

（保管私物の領置）

第9条 法第48条第4項の規定により被収容者が、保管私物を領置することを求める場合には、願箋をもって願い出させた上、交付すべき親族がないとき、所内では使用しないが出所後の生活に必要であり売却不相当なものであるとき、

又はその他のやむを得ない事由があるときは、これを許すこととし、当該物品が同規定に基づき領置したものであることが分かるように、領置品基帳に「 」
⑨と記載して登記する。ただし、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により領置した物品について、被収容者がその引渡しを求める場合には、願箋をもって願い出させた上、これを許すこととする。ただし、保管私物総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りではない。

第4章 購入

(領置金使用の申請手続)

第10条 被収容者が領置金の使用を申請するときは、願箋を提出させるものとする。

(領置金使用の制限)

第11条 被収容者の出願した自弁物品等の購入を許可することにより、保管限度量又は領置限度量を超えることになる場合には、その使用を許さないものとする。ただし、石けん、ちり紙等の日常生活に必要な消耗品の購入については、購入申込みを次回に繰り越しても支障がない量の同種物品を所持している場合を除き、制限しないものとする。

(購入手続後の準用)

第12条 自弁物品等の購入受付後に差入れ等がなされ、保管限度量又は領置限度量を超えることになる場合には、当該購入の取扱いについては前条の規定を準用する。

(購入の適用除外)

第13条 前2条の規定にかかわらず、被収容者が次の各号に掲げる物品の購入を申し出たときは、その購入を認めるものとする。

- (1) 訴訟の遂行上必要と認められる物品
- (2) 医療上必要と認められる物品
- (3) 矯正処遇上特に必要と認められる物品

第5章 差入れ

(差入金品の受付)

第14条 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が当所に持参し、又は送付した現金を及び物品（以下「差入金品」という。）については、差入れの受付を担当している職員（以下「受付担当職員」という。）が受付するものとする。ただし、受付窓口において、受付前に法第46条第1項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める場合には、受付担当者は、当該差入金品を持参した者（以下「差入人」という。）に対し、受付することができない理由を説明するものとする。

2 受付担当職員は、差入人が前項の求めに従わないとき、また、送付されてきた差入金品の差入人の所在が明らかでないため、前項の求めを行うことができない場合には、これを受け付けた上、当該差入物品は仮留品とし、差入現金については仮留金として取り扱うこととし、仮留品書留簿又は仮留金書留簿に登録すること。

(差入金品の引取り)

第15条 差入金品について、法第46条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、同項の規定により、差入人に対し、これを引き取るよう求めるものとする。

(公告の手続)

第16条 第14条第2項の規定により受け付けた差入金品のうち差入人の所在が明らかでないため引き取りを求めることができない場合には、法第46条第2項の規定による公告(以下「公告」という。)をするものとする。

2 公告は、当所の庁舎前の掲示板に掲示することにより行うものとし、公告内容には、当該現金又は物品の受付日及び物品名を記載することとし、被収容者の氏名は記載しないものとする。

(国庫帰属の手続)

第17条 差入人が前条に基づき公告した日から起算して6月を経過する日までにその現金又は物品の引取りをしない場合には、国庫帰属の手続を行うものとする。

(売却又は廃棄の手続)

第18条 第14条第2項の規定により受け付けた差入物が法第45条第1項各号のいずれかに該当する場合には、公告の日から6月以内でも、前条の規定にかかわらず、決裁を受けた上、法第46条第4項の規定により売却又は廃棄の手続を行うものとする。

(差入金品の処分)

第19条 第14条第2項の規定により受け付けた差入金品のうち法第46条第1項第5号又は第6号に該当するもの(同項第1号から第4号までのいずれかに該当するものを除く。)について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、当該被収容者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を行うよう求めるものとする。

2 被収容者が前項の求めに従わない場合には、第8条第2項及び第3項並びに第6項ないし第8項の規定を準用する。この場合、「超過物品」とあるのは「差入物品」と読み替えるものとする。

第 6 章 保管私物又は領置金品の交付等

(保管私物又は領置金品の交付)

第 20 条 被収容者が保管私物又は領置金品について、他の者（当所に収容されている者を除く。）への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申請するときは願箋を提出させるものとする。

2 前項の願箋が提出された場合において、当該交付が次のいずれにも該当しない場合、これを許可するものとする。

(1) 交付（その相手方が親族であるものを除く。次の各号において同じ。）により、当所の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

(2) 当該被収容者が受刑者である場合において、交付により、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

(3) 当該被収容者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

3 前項に基づき交付を許可するときは、当該被収容者が交付を申請する物品の検査その他交付の手続を行うものとする。

4 他の者への交付方法は、次のとおりとする。

(1) 窓口における交付

(2) 郵送等による送付

(領置金品の引渡し等)

第 21 条 領置している金品は、被収容者の釈放の際、当該被収容者の面前で関係書類と対査照合して引渡すものとする。

2 前項の規定は、法第 53 条から第 55 条に規定する遺留物を面前で引渡す場合も同様とする。

別紙 1

令和 年 月 日

広島拘置所長 殿

第 番

氏 名

解体検査同意書

下記の物品について、解体等による検査に同意します。

なお、検査の結果、原型に復さないことがあってもかまいません。異議を申し立てません。

記

品 目	数 量	備 考

(令和 3 年 7 月 2 8 日 付 け 達 示 第 1 5 号)

別紙3

処 分 等 告 知 簿

所 長	部 長	課 長	告知年月日	処分等告知事項	記名	番 号	姓	署 名	備 考

会-33-3

(令和3年7月28日付け達示第15号)